

よくある問合せ



Q1. どのように活動を始めればよいですか？

まずは担当部署（都市整備局都市交通課または区役所区政推進課）へご相談ください。地域交通サポート事業の支援内容や、活動の進め方などについてご説明いたします。その後は、地域の中で活動に賛同し、定期的な話し合いの場に出席いただける方を5名以上募っていただき、近隣自治会・町内会の承諾をいただいたうえで、グループ登録をしていただくという流れが一般的です。なお、地域として意見がまとまっていない段階でも、地域交通サポート事業の説明や相談に応じています。また、グループ登録前に、地域の皆さんの地域交通に関する大まかな意向を伺う「サンプリング調査」や、他地区で運行しているバスに試乗する「体験乗車会」などもできますので、お気軽にお問合せください。

Q2. 活動を進めていく中で、地域ではどのようなことをする必要がありますか？

地域交通の導入に向けた取組を行っていることを広報し、自治会町内会の協力を得ることや、賛同していただける方を増やしていくことなど、地域交通の導入に向けて地域内で合意形成が図られることが、活動を成就させるうえで重要なポイントです。また、広報活動以外の具体的な活動内容としては、アンケート調査における調査票の作成・印刷・配布・回収（集計・分析は横浜市が行います）、運行ルートやバス停の位置の検討と近隣の方へのご説明などがあります。各段階で地域の方からのご相談に応じています。

Q3. 横浜市はどのような支援をしてくれますか？

活動の各段階で地域の方からのご相談に応じているほか、運行事業者や交通管理者、道路管理者など、関係機関との調整も行っています。グループ登録後は、通算5年、年30万円を上限に、活動に要する費用（印刷代や打合せの会場使用料、見学会費用等）の4/5を助成しています。このほか、実証運行時の運賃収入等と運行経費の差額補填やワゴン型バスによる本格運行時の車両費相当の補助など、運行事業者に対する補助制度なども含め、地域交通の導入に対する支援を行っています。

Q4. 民間の送迎バスに相乗りさせてもらうことはできますか？

地域の皆さんに選んでいただくこともできますが、運行には道路環境や交通状況など地域の実情をよく把握していることが望ましいため、近隣エリアで緑ナンバー車両（バス・タクシー）を運行している事業者が選定されることが多いです。安全・安心かつ継続的な運行を行うために、緑ナンバー車両（バス・タクシー）を運行している事業者による運行が望ましいですが、利用者が少なく採算が望めない場合には、地域の共助による運行や民間送迎バスの活用なども視野に入れて活動を行っていきます。

Q5. 横浜市がコミュニティバスを運行しない（バスの運行を委託しない、赤字補填をしない）のはなぜですか？

バスの継続的な運行のためには、行政の財政的な支援に頼らず、地域が主体的に地域交通の導入に向けて活動を行うことで、地域交通を皆で利用しよう、支えていこうという意識を醸成し、継続的な利用に繋げていくことが重要であると考えています。

～横浜市地域交通サポート事業とは～

坂道が多い横浜市では、駅から離れた住宅地や駅徒歩圏でも山坂の多い地区等で、通院、買い物など様々な目的での移動や高齢化による交通手段確保を目的に地域の方々が集まり、生活に密着した地域交通の導入に向けて取組むケースが多くあります。「横浜市地域交通サポート事業」は、地域の主体的な取組みによって移動手段の確保や持続可能な運行がスムーズに進むように、地域に対して様々な支援を行う事業です。

実現の基本的な考え方

- 1 安全・安心な運行：国から乗合・乗用業務の許可を得た緑ナンバーを有する車両
- 2 地域の盛り上がり：多くの方が継続的に利用することで、安定した経営を行う
- 3 行政からの財政支援に頼らない自立した運行

横浜市地域交通サポート事業リーフレット

2019年4月発行 発行：横浜市都市整備局都市交通部都市交通課

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 電話：045-671-3800 FAX：045-663-3415

横浜市地域交通サポート事業

既存バス停から、自宅まで遠い等普段の生活の移動にお困りの方はいらっしゃいますか？

なぜ、バスがないの？
お出かけが大変



地域交通サポート事業による交通問題解決

ご近所との交流が増えた
お買い物便利になった



横浜市地域交通サポート事業は、生活に密着した地域交通の導入に向け地域主体的な取組がスムーズに進むよう、活動に対して様々な支援をしています。

地域交通を確保するための様々な手段

| 検討の種類 | 車種 | 各種データ※ | 利用者数の目安 |
|--|--|-------------------------------------|---------|
| 道路運送法による事業許可を得た交通事業者（緑ナンバー）による運行の検討 | 大・中型  | ①5.5m ②9～11m、2.3～2.5m ③約6万円/日 | 250人/日～ |
| | 小型  | ①5.1m ②7m、2.1m ③約6万円/日 | |
| 道路幅等の状況に応じて、車両を検討します。乗合交通として一定の需要が見込めることが必要です。 | ワゴン型  | ①4.3m ②5.4m、1.9m ③約4万円/日 | 130人/日～ |

交通事業者による運行が難しい…

| | | | |
|---|--|---|-----------|
| 道路運送法による事業許可を要しない方法による運行の検討 | ボランティアバス  | 地域の共助により、移動手段を確保 地域のボランティアがバスの運営・運行を実施 | 10～20人/日～ |
| 小規模需要に対応するため、地域の共助や民間と連携した地域の移動手段の確保を検討します。 | 地域貢献送迎バス  | 商業施設等が運行する送迎バスの空席を活用 協力いただける企業がバスを運行 | |

※ ①走行するために必要な最小道路幅員の目安 ②バスの長さ、幅の目安 ③運行経費の目安

取組の流れ



役割分担

| 項目 | 地域 | 事業者 | 横浜市 |
|----------------------------------|---------------|-----|---------------|
| 移動の課題を踏まえた助言・他地区事例の提供等 | | | ● |
| サンプリング調査（アンケート） | ● 配布・回収 | | ● 印刷・集計・分析 |
| 地域まちづくりグループの登録（検討組織の設立） | ● | | |
| 地域への活動支援（経費の4/5かつ上限30万円/年） | | | ● |
| 移動動向アンケート調査 | ● 印刷・配布・回収 | | ● 集計・分析 |
| 運行計画（案）策定に関する助言 | | | ● |
| 地域内の合意形成（運行ルート、バス停位置の検討など） | ● | | |
| 運行計画（案）の検証 | | ● | |
| 交通管理者、道路管理者との調整 | | | ● |
| 需要予測アンケート調査 | ● 印刷・配布・回収 | | ● 集計・分析 |
| 利用啓発に向けた取組の実施 | ● | | |
| 実証運行の実施 | | ● | |
| 実証運行利用状況アンケート調査 | ● 印刷・配布・回収 | | ● 集計・分析 |
| 実現の可否を判断 | | ● | |
| 運賃収入等と運行経費の差額を補填（最長12か月 上限500万円） | | | ● |
| 利用啓発に向けた取組の実施 | ● | | |
| 本格運行の実施 | 路線バス・タクシー | ● | |
| | ボランティアバス | ● | |
| | 地域貢献送迎バス | | ● |
| 本格運行時の支援 | | | ※ |
| 利用実績の共有 | ● | ● | ● |

※本格運行時の事業形態による主な支援内容

- ・ワゴン型車両（乗合バス・乗合タクシー）：車両費相当、保険料等
- ・ボランティアバス：車両費相当、ドライブレコーダー設置費、保険料等
- ・地域貢献送迎バス：ドライブレコーダー設置費、保険料

Point 01

活動対象区域の考え方

採算性を確保するためには、多くの地域と連携することが重要です。また、この活動に直接関わっていない地域をバスが運行する場合でも、関係する全ての地域の合意形成が必要となります。

Point 02

採算性の確保

運行距離と所要時間が長くなり過ぎないように、効率的に運行すること、車両の大きさ※と1便に多くの人数が乗ることが、採算性を確保する上で重要です。
※車両の大きさは道路幅員によって決まります。

Point 03

運行ルート、バス停設置の合意形成

バスの運行には賛成でも人目が気になる等の理由からバス停設置の合意が得られない場合があります。バス運行による効果やバス停設置場所の選定理由を丁寧に周知し、理解を得ることが必要です。